

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会 ―第6回― 議事録

- 1 日 時 平成24年12月27日(木) 14時～16時30分
- 2 会 場 さいたま市役所本庁舎 9階 教育委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
 - ① 学識経験者
佐々木寧委員(会長)、堂本泰章委員(副会長)、磯田洋二委員、藤野毅委員、鷺谷いづみ委員
 - ② 行政関係者
秋間英雄委員、鯉沼貢委員、小暮武志委員、齋藤常三委員
 - (2) 助言・指導者等
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 須田大樹主事
 - (3) 事務局
小倉文化財保護課長、青木文化財保護係長、渡辺主査、長谷川主任、宮下主事
- 4 議事
 - (1) 指定地の現状と課題(第1回から第5回の会議の総括)
 - (2) 保存管理計画基本理念及び基本方針について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人の数 3人
- 7 議事内容 下記のとおり

記

- 1 議事事項
 - (1) 指定地の現状と課題(第1回から第5回の会議の総括)
事務局が資料1により説明

意見

佐々木委員 自生地の現状認識・課題について

- ・ サクラソウの個体数は近年、2006年辺りをピークに減少に転じている。さくら草まつりでも観光客からサクラソウがよく見えないというご意見をたくさんいただいている。原因の一つに乾燥化の問題がある。資料1、3ページの地下水位のデータは物理的に表現できるデータであり、長い目で見ても低下の傾向にある。
- ・ 植物の増減については、基本的には本来の指定の姿をできるだけ残したいが、いろいろな種類が後退し始めている。例えば、外来植物がたくさん入ってきて、今はその駆除に多くの時間を取られている現状がある。
- ・ サクラソウの元々の湿地環境は保たれているか。周辺の駐車場がアスファルトで舗装され

ていて地下水の浸透性がないというのが一つの問題。水は公園管理なので、公園の中に排水路がたくさん設けられ、雨は基本的に周辺の鴨川等の方に排水されるような構造になっており、湿地環境が保たれない一つの要因なのではないか。

- ・ 樹木の問題について、本来指定地の状況としては、サクラソウを中心とする湿地環境の原野が指定の対象となっているが、その後の侵入植物の樹木、周りに植栽された樹木が、大きく成長し、被陰したり、またそれらの種が飛んできたりするという影響も出始めてきている。
- ・ さくら草まつりに代表されるサクラソウ自生地の利用について、指定の本来の目的は、サクラソウ湿地に咲く野草の鑑賞や研究材料等を目指しているが、さくら草まつり等のイベントの趣旨と上手く合致するかどうか、調整が必要ではないかという議論がされた。さくら草まつりに限らず、普段の公園の利用の仕方、形態がサクラソウにとってマイナスになるようなことがないかどうか、調整する必要があるのではないか。
- ・ 実験圃場で行った増殖計画では、自生地の種子から種を取り発芽させて増殖したが、そのやり方がある程度定着したと聞いている。この手法をどうサクラソウ自生地の中に応用・活用できるか、本格的な議論はまだされていないので、皆様のご意見をいただきたい。

藤野委員

- ・ 原点に立ち返って考えると、科学的情報やデータの必要性という所で、乾燥化が著しく、地下水位は既に 2.5m 以下になっている。前回、説明した江川のサクラソウ自生地では地下水位 30 cm、それがさらに 50 cm になると外来種が入ってきて、長い間除去を継続して行った結果、自然に自生するという自然環境が復元された事例がある。江川は元々湿地だが、田島ヶ原は湿性植物といいながら、戦後畑になった歴史があり、とりわけて湿地でなかったという土壤の違いがあり、これは大きな問題だと思う。実験圃場の土壤水分、密生度の違いというような情報があれば自生地に活かして保全の参考になるのではないか。実験圃場のデータは事務局であるのか。科学的情報をもっとないと保全に活かさないのではないか。

⇒事務局（渡辺主査）

実験圃場の土壤分析のデータはない。

佐々木委員

- ・ 第 2 次指定地に増殖計画の時に植えたサクラソウは今どうなったのか。それが上手くいつているのか。実験圃場で何が行われて、今どうなっているのか。

磯田委員

- ・ 実験圃場の場所は荒川彩湖公園の中に位置している。公園になる前は水田だった。現在、実験圃場を含めて周りがほとんどオギ・ヨシの湿性草原になっている。指定地より水条件が大変良い。もともと田だったため、雨が降ると水がたまるような場所で、水を入れる施設と排水する施設があったが、現在は壊されている。実験圃場の北側に、後から造った大きな池が 2ヶ所ある。池に溜まっている水よりも、実験圃場は 30 cm ぐらいしか高くなく、傾斜がほとんどない。第 1 次指定地と第 2 次指定地のサクラソウはほとんど種子で繁殖し

ていないということで、このままでいけばクローンの寿命が尽きて、やがてなくなってしまふと、新聞等で問題になった。自然にできた種で蒔いて次の世代を育てれば、今のクローンがなくなっても種で残ったものは生き延びるだろうということで、そのうちに例えばこのような会議等で良い方策が見つければ、それにつなげる、それまでの仮の方法として指定地の中の種で増やし、サクラソウを植え込んだ。その時、オギ・ヨシの所をブルドーザーで耕して土が平らになった。雨になっても上の方が水にかぶるということはほとんどなく、サクラソウにとってはとてもいい条件で、実験地一面にサクラソウが見られるような状態になった。その後、耕した所の土地が沈んだことにより、水がたまるような場所ができた。水がたまる場所というのは、年間を通して長い間たまる場所、雨が降った時にたまる場所等さまざまな場所があるが、水がかなり溜まっている所ではサクラソウが消えた。水にかぶらない所は、今もサクラソウが上手く繁殖している。場所によってはかなり自然の種子が落ちて繁殖している。実験圃場を越えて周辺にも拡散した種子による群落が見られる状態になっている。データについては、量的変化として1m四方枠にそったデータがある。土地が陥没して水がたまる場所については調べることはできるかと思う。

- ・ 第2次指定地については、終戦後ほとんど畑になった。サクラソウはごく一部自生していたが、復元できるか平成8年に調べた。5m四方の枠を全体に設けて、サクラソウを同じ数植えた。植えたサクラソウが増える所はサクラソウの生育に適していると考え、そこを中心としてサクラソウ原野を再生していけばいいということで、植えた所の量的変化は毎年調べている。当初、量的変化で私が想定したのは10年・20年でクローンが繁殖して広がると思っていたが、それはほとんどなく、その場所を動かない。もし復元するとすれば、やはりあちこちに植え込まないとサクラソウ草原の形はできないのではないかと。第2次指定地の東南の一角は、桜草公園芝生広場になっていた。そこが第2次指定地だということが明らかになり、芝生を剥いで第2次指定地に戻した。今まで芝生になっていた場所なのでかなり植え込み、種で蒔いたり株を植えたりし、平成8年の実験報告書に結果が出ている。今、第2次指定地を見ると、この場所が一番人気がある。サクラソウがたくさん植えてあり、サクラソウ草原のような感じに見える。

佐々木委員

- ・ 実験圃場は地下水位が低いので基本的にいい条件で上手くいっているということか。第2次指定地ももともと芝生だった所を剥いで、一からやったもの、新たに植えたものは結構たくさんあるが、ただし第2次指定地の場合、あまりクローンが広がっていないのか。

磯田委員

- ・ 第2次指定地の芝生の所はクローンが広がっている。第2次指定地の土地は平坦でなく、公園の方と周りの所では、1m以上の高低差がある。ちょうど斜面の下になっている湿潤な場所のサクラソウは、面としての広がりが見えている。かなり乾燥している所はクローンがなかなか広がりにくいのではないかと。

佐々木委員

- ・ 指定地はもともと地下水位があまり高い所ではない。指定地をどういうふうにしてサクラ

ソウを維持していくかを考えなくてはならない。ある意味ではこれ以上の乾燥化を避けるのも一つ。

- ・ 第2次指定地の一部分のように、完全に新たに作った所がむしろ成績がいい。天然記念物の指定地をどこまで手を入れることができるのかということも重要。保存管理計画では、人為的な力をどこまで許されるのか。

鷺谷委員

- ・ 科学をベースにした管理というには、使えるデータが乏しいので難しい面がある。繁殖の問題とクローン成長の問題をある程度分けて考える必要があると思う。クローンが広がっていくというのは木が枝をたくさん大きくして成長していくのと同じこと。繁殖は種子を介して新しい遺伝的組み合わせのクローンが成立するという。寿命が長いので単にサクラソウの開花株がある程度あって皆さんが楽しむことができるということを目指るのであれば、クローンが消えてしまわないようにしつつ、成長に良い条件だけ、オープンな環境があれば、成長が上手くいくのではないか。おそらくここで増減を問題にしているのは開花株の数とかそういうことをモニタリングしていることだから、木でいえば木がよく成長するように、何かの影響で枯れないようにするということにあたると思う。もう一方で長期的な個体群の維持ということを見ると、種子の繁殖によって遺伝的な多様性を確保したいが、それに関しては全く違うモニタリングの手法が必要。この二つのことを把握するには、クローンの範囲等をきちんと踏まえた上で数を数えるというようなこと。新しい個体にあたるものが定着したかどうか、今の遺伝的多様性の現状がどのくらいあるかということになるとやや専門的な調査、生物の世界ではあまり専門的ではないが、遺伝子マーカーという一般的なものを使ってクローンの範囲を見たり、どのくらいの多様性があるかを見たりして計画を立てる必要があると思う。それだけの資源がなければ、今あるデータからそれらについて考えることができるかということだが、やや難しい。
- ・ 一般に保全や再生の現場で、集落レベルでサクラソウをととても大事にして保全活動を上手にやっている地域も全国を見たら、資源がほとんどなくても地域の皆さんの気持ちでとてもすばらしい保全が行われている所がある。いずれにしても科学的データがかなり存在していたとしても、こういう取り組みというのは、何か建築物を造る時みたいに計画があってそれに則ってやればよいという問題ではなくて、順応的管理、アダプティブ・マネジメント。データが充実していたとしても、いろいろな要因が関わりながら植物の集団が動いているので不確実性が高い。何かこれはよかれと思ってやったら、きちんとモニタリングをして、モニタリングをするにあたって、なぜこれをやるか、こういうことに寄与するはずだという仮説に基づいて管理を行って、その結果何が起こったかをしっかり把握することによって、初めに考えていたことが適切であったかどうかということまで戻ってまた検討して次のアクションを起こす、という順応的管理。自然の再生・保全ではそういうやり方しかないと考えられている。それは実際にいろいろな地域でやっていて、自然再生の分野で法律もあり、地域の多様な主体が集まって協議会を作って取り組みをしている。その時も誰がどういう役割でモニタリングをして、その結果をどういう形で次の意思決定に

使っていくかという仕組みが必要。どこかが事務局として頑張らないと、今の日本の社会の中で、ある行政のある窓口でできるかという、それぞれいろいろな法律に基づいて仕事をしているので、そこに新しいことが入ってきてもなかなかできないということになってしまふことが多い。科学に基づいて多様な主体が参加して進めようとするハードルがあり、それを一つひとつ確かめながら、保全なのか観光資源として使うのか、資料を見る限り、はっきりと読み取れない所もある。市や市民の方にとってどれほど価値があるのか。国指定の天然記念物なので、市だけではなく、日本にとってどうなのかも含めて考えなくてはいけないと思う。いろいろな意味で目指すことに関する体制が作れるか、実行可能なことで誰が何が可能かというようなことを整理して、むしろそれに基づいて計画を立てる必要がある。

佐々木委員

- ・ 今後、数少ないデータの中で順応的、試行錯誤しながら長期にやっていく仕組みを作っていくかなければならない。どなたが担い手になってどうやっていくのか。

堂本委員

- ・ 現状と課題について事務局の説明があったが、これらのことに共通認識を持てるかどうか。それほどずれていなければ、それをベースにして基本理念、基本方針を作る。その確認をきちんとすべき。科学的データという部分で、まだまだ足りない中での危険性はあるかもしれないが、まずは5回までやってきたことについて、決定的に見方、受け止め方が違うものがあれば、ここで出してもらふ必要もある。

磯田委員

- ・ 決定的な違いではないが、これから話をする上でもう一度見つめ直してもらいたいことがある。第1次指定地・第2次指定地ともに戦後ほとんど畑になった。それを浦和市が買い取り、秋ヶ瀬公園のサクラソウを市民が植えた。それが元になっているので、自然にあった部分もあるが、ほとんどが植え込んだもの。クローンそのものがそれほど大きな広がりではなく、かなり大きなものでも直径2m位が限度か。寿命で突然消えたクローンもある。今たくさんあってきれいに見える所は、ほとんど開墾した所に植え込んだ所で、もともとあった所はそれほどたくさんサクラソウがあるというような状態ではない。サクラソウそのものは、サクセッションの初期段階に派生する群落の一つだと思えるので、ある意味で当然なのかもしれないが。そして、ノウルシが増えたことがよく問題になるが、サクラソウを見る側からすると邪魔になるが、実は昔の田島ヶ原の状態に戻っていて、復生している途中の過程にあり、まだ完成していない。植え込んでいない所はいつになってもサクラソウはない。平成8年の増殖実験でその方法が得られれば、そこに植え込むことも想定したが、そのためには文科省の許可、諸々の科学的データの必要等もあり、足踏みという状態。そのことも含めて将来計画を考える必要がある。

佐々木委員

- ・ クローンは簡単に言うとサクラソウのかたまり。増殖委員会の時に航空写真を撮って、昔の写真と比較し、それぞれのかたまりがどうなったかを見ると、最初畑だった所に植えて

広がるが、それが10年前あたりから減少し始めている。言うなれば、ある程度ピークまで行くと、寿命なのかクローンがそれ以上あまり広がらないという状態。今、個体数が減り始めたというのは、おそらく植えたものがある程度ピークに来て下がり始めている。とにかく、今のままで、どんどん増えていくという現状には少なくともないので、それをどうするか。サクラソウは、さいたま市、埼玉県にとって貴重な財産、日本にとっても重要な植物であり、文化でもある。国指定の天然記念物をさいたま市に持っているということは、貴重な財産であるという認識を共有していただけたらと思う。これをいかに後世に残すかということで、この委員会がある。現状のままでは増えるということはほとんど期待できない。いかにして現状維持あるいは少しでも増えるような環境をどこまでできるのかということが管理計画の基本理念になってくる。毎年県外からたくさんの方がいらっしゃることがさくら草まつりの時の今までのアンケートで分かる。埼玉だけではなく、県外の方々にも非常に有名な場所で、この財産を失うということは、さいたま市にとっては非常に大きな損失であると思う。何とか後世に残していく努力をしたい。

(2) 保存管理計画基本理念及び基本方針について

事務局が資料2・3により、素案を提示し説明

・ 基本理念（資料2）

大正9年に指定された際の価値を保存し、その際に示されていることを受け継ぎながら活用や、さらに長期的な保存のための取り組みを考えていく必要がある。まずは特別天然記念物としての重要性を再確認し、その上で、大正9年に指定された際、現地の調査を行った三好学の調査報告に示された視点を整理し直した。この調査報告を事務局の立場として読み直してみると、今後田島ヶ原サクラソウ自生地の保存管理を図る上での重要な論点は網羅されていると受け止めた。

・ 基本方針（資料3）

基本方針は基本理念を具体化していくためのもの。

方針1：データの不足等も指摘されているが、そうした点も含め指定地の現状を把握する調査を今後も引き続き実施した上で、自生地の植生や保存すべき価値を守るよう環境の維持に向けた適切な管理を行う。

方針2：様々な活用のあり方が可能な場として、自生地の価値を損なわない方法を探りながら活用を進める。さらに市民の理解や協働を得つつ保全を図る。

方針3：内部での環境の保全のみならず、周辺環境との関わりの中で保全環境を整備する必要がある。特に自生地を取り巻く形となっている都市公園や治水機能との一体化をも目指した整備を行う。

方針1から方針3は保全・活用・整備に関するもので、これらを含めつつ、日常的に保全管理を進めていくことを方針4とした。

意見

鷺谷委員

基本理念について

- ・ 第3パラグラフ「サクラソウ群落が他の植物群落と共存する」について「群落」という言葉は全体から見て適切でなく、「サクラソウが他の湿地植物と共存する」にする方が良いと思う。
- ・ 第1パラグラフ3行目「多彩な」→「多様な」
- ・ 第2パラグラフ2行目「三好 学」のファーストネームとファミリーネームの間に余計な空白がある。
- ・ 第5パラグラフ1行目「研究や鑑賞」→「研究・教育」
三好学の文章から取ったのかもしれないが、今は環境教育等がとても重視されているので、「研究・教育」とするべきではないか。
- ・ 「指定地の周辺を取り込み、一体的な保全管理」という言葉がよく出てくるが、自生地内の管理の基本方針の中にも出てくるので、「適切な保全管理が必要だ」というような表現にした方が良いと思う。三好学の時代と何が違うかと言えば、かつては保護であり人為を排することがこういう種の存続にとっては重要だという認識だったが、それはやや正しくない所があり、その後世界的にも原生的自然に関してはそういう在り方で臨むことが必要だが、氾濫原、里山的環境の生物多様性の保全は人為を排することではなく、適切な人為を加えることも手法であるということが一般的に認められているので、「適切な保全管理」というような表現が適切なのではないか。

基本方針について

- ・ 方針1、2行目「モニタリング調査や観察」→「モニタリングのための調査や観察」とするのが適切だと思う。観察という行為でも、それがモニタリング。モニタリングは監視ということで状況を見守るということに寄与する言葉があるので。
- ・ 方針3、1行目「保全環境の確保」→ 分かりにくいので「環境保全」でいいのではないか。
- ・ 方針3、1行目「整備」→「適切な管理」
- ・ 方針3、3行目「湿地、原野環境」と並んでいるが、この関係がどうか、厳密に考えると言葉遣いがあまり適切ではないように思うので、「氾濫原湿地にふさわしい自然環境の確保」にした方がより適切な表現になるのではないかと思う。

佐々木委員

- ・ 理念第5パラグラフ1行目「研究や鑑賞」を「研究・教育」にすることについては、三好の引用だと思うので、基本方針の中に「教育」を入れればいいのではないか。

鷺谷委員

- ・ 今の理念として教育をもっと重視すべき。三好は、当時はとても適切にまとめていたけれども、時代が変わって社会も自然環境も変わっているので今にふさわしい理念を掲げるべきではないかという観点から。

事務局（小倉課長）

- ・ 「研究や鑑賞の便」は三好の引用そのまま、後半のどこかに「研究や教育」を入れればいいのか。

鷺谷委員

- ・ 理念 1、2、3 は引用でない形にしたらいいのではないか。古い時代の理念をそのまま今の理念として持つてくること自体が、こういう検討をしていることを否定することになるように思う。

佐々木委員

- ・ 全くの固い引用でなくてその精神を受け継いである程度文章を直すということか。

鷺谷委員

- ・ 先にそれを受け継いでしまって、1、2、3 と挙げるような内容というのは、やはり箇条書きなので今のものとして書かないと混乱も生じる可能性があると思う。
- ・ 「教育」は理念に掲げるほど重要な言葉でないのか。

佐々木委員

- ・ それはないが、引用として捉えるかどうか。

事務局（小倉課長）

- ・ 引用という形で出したが、検討していきたい。

佐々木委員

- ・ 方針は大きく 4 つの柱になっている。
 - 1 今後もモニタリングのための調査や研究を続ける
 - 2 市民の理解のための情報発信
 - 3 バッファゾーンを設ける等、一体化した整備を図り、周辺の環境と連動して管理を図る
 - 4 これらを実効的にするために協議会を形成する

秋間委員

- ・ 構成として、基本理念と基本方針の後に、例えば具体的な施策という形で続くのか。

⇒**事務局**（青木係長）

大きな考え方としては理念を踏まえて方針を定め、それに基づいて具体的な施策、方法等を検討していくという保存管理計画の構成を考えている。具体的な取り組みについては次回以降。

⇒**秋間委員**

基本方針に一部具体的施策が入っているように思う。例えば方針 4 の協議会設置は完全な具体的施策。

佐々木委員

- ・ 協議会については次回、構成メンバーを具体的に議論する。一体化した整備としては、今まで議論した駐車場、周辺の樹木、排水路、公園用地化等いろいろなものが洗い出されてくる。方針 1 のモニタリングのための調査としては、お金の問題のほかにも今まで継続してやってきたことでいいのか、新たに加えるべきなのか、方法論を変えるべきなのか。方針 2 としては

具体的にどのように市民に訴えていくのか。

磯田委員

- ・ 方針4の協議会設置が施策であるとすれば、例えば2行目の「連絡調整が必要である」までにする。

鷺谷委員

- ・ 方針4の協議会の名前を付けることに法的根拠はあるのか。ある法律に基づいて補助金があったりとか、名前からはそういうタイプのものではないように感じる。国の法律や補助に関する意識しているのか。

⇒事務局（青木係長）

あくまでも仮称で、現実的に補助はないと理解している。

須田主事

- ・ 文化財の保護を継続的にやっていく時によくあるやり方として、このような場で保存管理計画をしっかりと作り、それに基づいて協議会のようなものを設置して、継続的にモニタリングをやっていくという管理計画に位置付けるもの。

堂本委員

- ・ 策定委員会以前もサクラソウの保全をめぐる検討が行われてきて、平成12年の保護増殖の見直し等があった。今回、課題として科学的データの認識不足があり、そのことの反省をどこかに入れないと、今後きちんとやるという決意が伝わってこない。計画、協議会を作っても市の予算も付かず、そのまま行ってしまわないよう、そのことの一文を入れることで、次は違う動きが出せるのではないかと思う。

佐々木委員

- ・ 反省の他に危機感も入れた方がいい。

磯田委員

- ・ 反省を入れるとしたら方針4か。

佐々木委員

- ・ 方針4に入れてより実効的にする。基本理念に危機感がまだ弱い。サクラソウは国レベルでもさいたま市にとっても極めて重要であるが、それが存亡の危機にあることを入れる。

磯田委員

- ・ 基本理念の文章全体は三好がベースになっている。特別天然記念物に指定された時の考え方も含めなければならないが、佐々木委員の危機管理に結びつく内容だと思うが、大正9年に指定された後、指定地がいろいろ変化したことが文章に欠けているのではないか。変化を大きく分けると周辺を含めた自然環境の変化、具体的に言えば、志木街道の横堤ができて野原が二つに分断されてしまったとか、鴨川がその後掘られてできた、あるいは現在公園になった等が列挙していくといくつかあるわけで、そういう開発による環境の変化が一つある。もう一つは今まで指定地はいろいろな意味で人に利用されてきていて、例えば茅は茅葺屋根のために刈り払って利用していたというようなことがあったが、現在はなくなってきたから、やむをえず火をつけて焼いたりしているということが起こっている。具体的に開発やその他

の変化があったということを文章のどこかに入れてもいいのではないか。今後も変化は起こるかもしれないが、変化に対応してどう保存管理をした方がいいのか。そのためには危機管理が非常に大事なことになってくる。

小暮委員

- ・ 公園の整備計画を担当する立場であり、公園の中に指定区域があることから、周辺環境として公園は非常に重要な立場になると思う。基本方針や実際の施策があれば、どういう対応が可能か考えたい。実際にはどれだけの力で予算を獲得できるかに非常に関わってくるので頑張っていきたい。

鯉沼委員

- ・ 今まで取り組んできた以上にPRしていくためにも、市の他の観光事業とあわせながらやっていく。ただ発信だけでなく、どういう状況であるかというその反応と調整しながら、事業を進めていきたい。基本理念、基本方針を細かく書いていなくても大きく捉えれば、細かい事業については、その中で取り組んでいけると思う。具体的な方策についてはより近い形で、天然記念物を守るような状態で進めていく。時代によってはまた変わってくる。

齋藤委員

- ・ 計画の中で具体的にになったものについて、公園としてできるかできないか検討していく。

佐々木委員

- ・ そういうことをお互いに調整していく場が協議会になってくるので、その構成、どうやって実効的にするかが重要。
- ・ 基本方針には、具体的な指定地内部の保存についての話はない。例えば、サクラソウを植えるのか、ノウルシをどうするのか。人為的作業をどこまでやるべきなのか、許されるのか。

鷺谷委員

- ・ 外のことだけ強調するのではなく、外も中も含めた意味で、基本理念に対する先ほどの意見「適切な保安全管理」につながる。特別天然記念物であるものにふさわしい適切な保安全管理。

秋間委員

- ・ 整理の仕方としては、指定地内のことをどうするのか、実験圃場も含めて指定地外の環境をどうするか、ソフト面での普及・啓発・教育をどうするのかの3点になるかと思う。方針1が指定地内、方針3は実験圃場のことは入っていないが指定地周辺の環境、方針2・4が普及啓発、ソフト面での対応だと思うので、1・3・2・4の順が正しいのではないか。

2 次回の会議の進め方について

事務局（青木係長）

- ・ 基本理念、基本方針の修正案、これまでの議論を踏まえた具体的な取り組みの部分についての素案を事務局が提示し、検討する。

磯田委員

- ・ できれば会議の前に原案を教えてもらった方が出席者としては準備できる。例えば鷺谷委員の「適切な保安全管理」というのは言葉では分かるが、具体的に示してもらわないと分か

らない。

⇒**鷲谷委員**

具体的なことはデータや科学的検討が必要だが、これは理念なので、理念として適切と言えるような保全管理を挙げておくべきではないかという意見。今具体的にこうすべきだということが見える段階かどうかは、まだはっきりしないが理念としては必要。

⇒**磯田委員**

中には具体的なものも出てくると思うので、事前に原案を見せてほしい。

⇒**事務局**（青木係長）

極力事前にお渡しできるよう準備を進める。

これをもって、会議を終了した。